



栃木県犯罪被害者等支援基本計画

平成22年

栃 木 県

犯罪被害者等を社会全体で支えるとちぎの実現に向けて



犯罪などのない、誰もが安心して暮らせる社会の実現は、県民すべての願いです。

しかしながら、依然として、多くの方々が思いもよらず刑法犯や交通事故などの被害者やその御家族となり、生命、身体などの直接的な被害や、心に深い傷を負い、また、周囲の人の言動による二次被害などの様々な困難に苦しんでいます。私たちの誰もが、そうした立場に身を置く可能性があります。

このようなことから、私たち一人ひとりが犯罪被害者等の方々が置かれている現状を正しく理解す

るとともに、個人はもとより、関係機関や団体等が一体となって犯罪被害者等の方々の様々なニーズに的確に対応し、社会全体で支えていくことが重要です。

我が国では、平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行され、同年12月には「犯罪被害者等基本計画」が策定されるなど、全国的な取組として、犯罪被害者等の方々への支援が始まりました。

県においても、法施行と同時期に「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」を制定し、関係部局と連携して犯罪被害者等の方々の支援に関する様々な施策に取り組んで参りましたが、さらに、この度、犯罪被害者等の方々の視点に立った途切れることのない支援を行っていくため、「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定しました。

この計画は、犯罪被害者等の方々への支援についての県の基本的な考え方を明らかにし、具体的な支援施策を体系的にとりまとめることにより、関係機関・団体等と緊密に連携を図り、必要な支援を適切に提供していくとともに、広く県民の皆様に犯罪被害者等の方々が置かれている現状について正しく理解していただくことを目的としています。

この計画に基づき、犯罪被害者等の方々が一日も早く心身ともに回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の方々を社会全体で支えるとちぎの実現を目指して参りますので、県民の皆様のお理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たりまして、多くの方々から貴重な御意見・御提言をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

平成22年3月

栃木県知事 福田 富一

目次

第1章 「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」の概要について

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 4 計画における支援の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 5 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 6 計画の期間及び検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

第2章 犯罪等の発生状況及び犯罪被害者等が置かれている現状と課題

- 1 栃木県における犯罪等の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 2 犯罪被害者等が置かれている現状と課題・・・・・・・・・・・・ P 4

第3章 犯罪被害者等の現状と課題を踏まえ、今後重点的に取り組んでいく事項

- 1 犯罪被害者等のニーズに応じた対応・・・・・・・・・・・・ P 8
- 2 犯罪被害者等支援の相談窓口の強化・・・・・・・・・・・・ P 9
- 3 関係機関・関係窓口の連携強化・・・・・・・・・・・・ P 10
- 4 犯罪被害者等支援の重要性に関する県民意識の醸成・・・・・・・・ P 10

第4章 個別具体的施策の取組状況及び取組を進めていく事項

- 1 損害回復・経済的支援等への取組
 - (1) 損害賠償の請求についての支援等・・・・・・・・・・・・ P 13
 - (2) 給付金の支給に係る制度の運用等・・・・・・・・・・・・ P 14
 - (3) 居住の安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
 - (4) 雇用の安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
- 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
 - (1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供等・・・・・・・・ P 17
 - (2) 安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22
 - (3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等・・・・・・・・ P 26
- 3 刑事手続への関与拡充への取組
 - (1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等・・・・ P 27
- 4 支援等のための体制整備への取組
 - (1) 相談及び情報の提供等の総合的支援・・・・・・・・・・・・ P 29
 - (2) 調査研究の推進並びに犯罪被害者等支援に係る人材の養成及び資質の向上等・・・ P 35
 - (3) 民間の団体に対する援助・・・・・・・・・・・・・・・・ P 36

- 支援に関する連携のイメージ図 P 38
- 5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組
 - (1) 県民の理解の増進と配慮・協力の確保 P 39

第5章 資料編

- 1 犯罪被害者等基本法 P 45
- 2 被害者の声～社団法人被害者支援センターとちぎ作成の手記「証（あかし）」
 - (1) 「亡き夫への手紙」 小佐々 冽子 氏 P 52
 - (2) 「夢の花」 和氣 圭司・みち子 氏 P 54
- 3 犯罪被害者等支援の相談窓口一覧 P 56